

ハイランド公園改修事業 要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、高梁市が実施するハイランド公園改修事業（設計・施工一括発注方式）における公募型プロポーザルの提案者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

提案者は、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本事業に関する企画提案を行うことができる。

また、本事業の契約者は、事業期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2 事業内容等

（１）実施設計 一式

（２）既存大型複合遊具の改修、製作及び設置工事 一式

（３）新設遊具の製作及び設置工事（土工・基礎を含む。） 一式

（４）安全及び利便性促進施設設置工事（休憩施設、利用案内サイン等） 一式

（５）遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等） 一式

（６）遊具設置に伴う周辺整備及び公園入口の環境整備（ハイランド公園敷地の入口の樹木の伐採・門扉・フェンス等の環境整備）を含む 一式

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば追加提案を求める。

3 要求要件

【共通事項】

ハイランド公園は、滑り台やジャングルジムなど約８０種類の遊具を組み合わせた巨大アスレチック遊具「ハイランドマウンテン」（長さ８３ｍ、幅７３ｍ）や芝生広場などがあり幼児用遊具も設置されており、幅広い年齢のお子様が自然の中で思いっきり遊ぶことができる施設として平成１３年に整備されました。

開園から２５年以上が経過し、利用者ニーズの変化や遊具の老朽化による劣化や現在の安全基準を満たさない遊具もでてきました。

本事業では、将来構想としてある、老朽化した大型遊具の更新にあたり、単なる遊具整備にとどまらず、アートなどを取り入れた魅力的な空間創出を行うことで、交流人口の拡大及び地域活性化を図ることができ公園の質や公園利用者の利便性の向上を図ることをはじめとした魅力向上・にぎわい創出できるような提案を期待する。

【目的物に関する事項】

（１）事業名

ハイランド公園改修事業

（２）施工場所

高梁市松原町神原字高妻２２８１番１１

（３）契約上限額

１６５，０００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(4) 使用対象

おおむね幼児（3歳から6歳まで）及び児童（6歳から12歳まで）を対象とし、幅広い年代が利用できるものとする。

(5) 整備対象

(ア) 既存大型複合遊具「ハイランドマウンテン」

(イ) 3歳から6歳を対象のインクルーシブな複合遊具「インクルーシブな遊び場」

(ウ) 周辺設備及び環境整備（以下「周辺設備等」という。）

(6) 配慮事項

整備の考え方

- ・市外からの来訪動機となる象徴性と、市民及び子育て世代の日常利用を両立させ、多様な利用者が共に過ごすことのできる環境とすること。
- ・遊具、周辺設備等、自然環境及びアートなどについて、造形、色彩、動線、眺望及び滞在機能を相互に関係づけ、一体的な空間として計画すること。

① 既存大型複合遊具「ハイランドマウンテン」

- ・日本有数の規模を誇る既存大型複合遊具とアート作品等との融合を図り、周辺の自然環境と調和した魅力ある空間とすること。
 - ・既存の大型複合遊具の主要構造体及び基礎を可能な限り有効活用すること。再利用の可否及び範囲を示した上で決定すること。
 - ・遊具として継続利用することが困難な既存部分についても、安全措置を講じた上で、景観、休憩、サイン、展示その他の非遊具施設として再生・活用する方法を検討すること。
 - ・アート作品（複写物を含む）等についても経年劣化に対応しやすい仕様とすること。
 - ・回廊デッキから連結しているチャレンジマウンテン等は、できる限り遊具としての機能を保持すること。ただし公園全体の動線やアート等との融合によるデザイン提案により、撤去する箇所があっても差し支えない。
 - ・遊具は維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、アート作品（複写物含む）などの経年劣化に対応しやすい仕様とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。
 - ・遊具設置等により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、契約上限額の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去は必要最小限の範囲内で行うこと。
- ② 3歳から6歳を対象とした「インクルーシブな遊び場」
- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」の規準を満たすこと。
 - ・「インクルーシブな遊び場」とは、誰でも同じ遊びを楽しめる、感覚を使って楽しめる、自分にあった遊びを選べる、落ち着ける場所がある、つながりを楽しめるといった具体的な要素を複合的に体験できる空間とすること。
 - ・保護者の休憩スペースを確保するとともに、子どもの状況を確認できる視認性に配慮すること。
 - ・遊具の材質及び塗装は耐久性に優れ、維持管理、部材交換及び修繕が容易な構造と

すること。

- ・遊具の周囲及び着地点には、落下高さ等に応じ、衝撃吸収材等の安全施設を設置すること。

- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷はどの対策を可能な限り盛り込むこと。

③ 周辺整備等

- ・幼児対象エリアと児童対象エリアを区別するなど、対象年齢に応じた安全上の配慮を行うこと。

- ・駐車場からの動線、対象年齢、遊び方、注意事項を示した案内板や安全柵を適切に配置すること。

- ・近年の猛暑を踏まえ、遊具利用時の熱傷防止に配慮した対策を可能な限り盛り込むこと。

- ・製品を設置後２年間(木部の腐朽に関するものは５年間)、通常の使用にも関わらず、部材部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。

- ・工事に伴い公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

【施工に関する事項】

(１) 最大工期

契約締結日から令和９年９月３０日（木）まで

※契約工期は提案・審査を経て決定します。

(２) 施工時間帯

原則として平日の８時３０分から１７時００分までとする。

(３) 施工計画

(ア) 工程計画、施工方法等については、任意様式により提出すること。公園利用者の安全確保、資材搬入、周辺道路及び近隣への影響に十分配慮した計画とすること。

(イ) 既存構造の不可視部分の劣化その他、調査後に再利用が困難と判明する箇所が生じた場合に備え、判断手順、代替方法、費用及び工程への対応方針を示すこと。

(４) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成１２年法律第１０４号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和４５年法律第１３７号）を遵守し、適正に処分すること。

(５) 工事中の安全確保

公園利用者の安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度１０km/h以下の徹底とともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。

周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近

隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。

大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。

(6) 共通仕様

設計及び施工にあたっては、最新の岡山県土木工事共通仕様書、岡山県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従うこと。

4 提案を求める範囲

(1) テーマ・整備方針

「大型複合遊具」と「アート」などを融合させ、来訪者が「ウキウキ・ワクワク」できるような施設で、近隣施設との連携によるにぎわいの創出による新たな交流が生まれ「また行ってみたい」「誰かを連れて行きたい」となるような施設整備の提案を求める。

(2) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、パース等により提案を求める。

(3) 維持管理費の削減に向けて

遊具全体の維持管理費を低減できるような改修とし、改修後の施設維持管理費・定期的なメンテナンス費用等の提案を求める。

(4) 安全対策

こどもが本来想定していない遊び方をした場合などの安全対策についての提案を求める。

(5) 工期を短縮するための技術提案等

工期を短縮するため施工計画・技術提案ならびに事業費の抑制を求める。

(6) 地域連携

近隣施設や市内観光施設等との連携について、来訪者の回遊や公園の利用促進につながるアイデアを提案すること。

(7) その他

高梁市の工事等に関する関連規則等を遵守することを求める。

5 参考資料

(1) 位置図

(2) 既存施設平面図・現況資料

(3) その他、本事業の提案に必要な資料